

# 空家の利活用に 補助金が 交付されます!



空家を活用して地域のための事業を始めたいと思っている方へ  
初期整備費用の補助金を活用しませんか？

地域活性化を目指した  
コミュニティビジネスの  
場を作りたい!

地域と連携した  
コミュニティカフェを  
作りたい!



子育ての情報交換の  
場を作りたい!

空家所有者の方で、  
当分使う予定がなければ  
地域の活動などに  
空家をお貸しください!

補助金は2種類あります!

大規模改修型補助金  
(上限 **100万円**)

補助金申請受付期間  
6月10日(火)  
~10月10日(金)

小規模改修型補助金  
(上限 **50万円**)

公開審査会  
10月24日(金)

※補助金を申請する場合は  
事前相談が必須となります。

申込み・問い合わせ

藤沢市 住まい暮らし政策課 藤沢市朝日町 1-1

電話 0466-50-3541

メールアドレス fj-jutaku@city.fujisawa.lg.jp

詳しくは裏面へ

種別	大規模改修型補助金	小規模改修型補助金
補助額	補助対象経費の3分の2 (上限100万円)	補助対象経費の2分の1 (上限50万円)
事業主体	団体 (ボランティア団体、非営利組織など、5人以上で構成し、会則、事業計画、役員名簿等を定め運営費を確保できること)	団体 及び 個人 でも可 
補助対象事業	地域交流の活性化、地域コミュニティの再生、地域課題の解決の一助となるような地域貢献事業。 (非営利事業のみ可) ※事業は10年間継続できること。	左記の内容を含む営利事業も可。 (シェアキッチン、こども食堂… 等) →あくまでも一例です。 ※事業は、2年間継続できること。

## ■ 対象となる空家の要件

- ・ 市内にある一戸建ての空家で、1年以上使われていないこと。
- ・ 所有者が入院、施設入所ときは1年未満でも可。
- ・ 全室が使われていない共同住宅、使われていない棟が別の離れ。
- ・ 営業実態がない店舗兼住宅。

★昭和56年5月31日以前に着工された建築物は、補助金請求までに耐震性を確保すること。

## ■ 補助金交付の流れ



## ■ 受付場所

住まい暮らし政策課 市役所分庁舎 3階

- ※ 申請書類等の詳細は、「令和7年度藤沢市空家利活用事業補助金申請の手引き」をご覧ください。
- ※ 手引きは、住まい暮らし政策課、各市民センター等にあります。市ホームページもご覧ください。
- ※ 本チラシのデザインは、JOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。